

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の  
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル  
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## K. ヨルダン

### 1. 概要及び基礎情報

#### 1.1. 基礎情報<sup>1</sup>

##### 1.1.1. 一般事情

(1) 面積

8.9 万平方キロメートル（日本の約 4 分の 1）

(2) 人口

759.4 万人（2015 年世銀）

(3) 首都

アンマン

(4) 民族

主にアラブ人<sup>2</sup>

(5) 言語

アラビア語（英語も通用）

(6) 宗教

イスラム教、キリスト教

#### 1.1.2. 経済

(1) 産業割合

製造業、運輸・通信業、金融業

(2) GDP（名目）

375.1 億ドル

(3) 1 人当たり GDP

4,940 ドル

(4) 総貿易額

輸出 83.85 億ドル／輸入 227.4 億ドル

(5) 主要貿易品目

- ・ 輸出 衣料品、化学肥料、燐鉱石、医薬品
- ・ 輸入 原油、自動車・車両、金、機械類、電気機器

(6) 主要貿易相手国（多い順 2014 年世銀）

- ・ 輸入 米国、イラク、サウジアラビア、インド
- ・ 輸出 サウジアラビア、中国、米国、インド、UAE

---

<sup>1</sup> 基礎情報の記載は、注釈のあるものは除き、外務省ウェブサイト「国・地域 基礎データ ヨルダン・ハシェミット共和国」のデータを参照した。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jordan/index.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 7 日）

<sup>2</sup> JICA ウェブサイト「世界の様子（国別生活情報） ヨルダン・ハシェミット共和国」の情報を参照した。  
<https://www.jica.go.jp/regions/seikatsu/ku57pq000005g1wl-att/Jordan-p.pdf>（最終アクセス日：2017 年 2 月 7 日）

(7) 通貨

ヨルダン・ディナール (JOD)

(8) 為替レート

1JOD=約 1.41 米ドル (2017 年 1 月)

1.1.3. 経済関係

(1) 貿易 (2015 年財務省貿易統計)

- ・対日輸出 36.75 億円 (カリ肥料、燐鉱石)
- ・対日輸入 699.84 億円 (輸送用機器、一般機械)

(2) 日本からの対ヨルダン直接投資額

(データなし)

(3) 概況

ヨルダン経済は、1990 年代以来 IMF と協調して進めてきた経済構造改革プログラム (2004 年 7 月終了) を通じたマクロ経済・財政運営面での改革の成果等により、平均で 7% を超える高い成長を実現していたが、2008 年の世界的金融危機の影響を受け、現在、経済成長は伸び悩んでいる。

都市・地方間の所得格差、高い水準で推移する貧困率・失業率、慢性的な財政ギャップなど構造的な問題を抱え、依然として外国からの資金援助、地域の治安情勢、外国からの短期的な資本流入の動向等に左右されやすい脆弱性がある。

2011 年 3 月に発生したシリア危機に伴い、60 万人以上のシリア難民を受け入れる等、ヨルダンの負担は増大しており、経済・財政状況はさらに悪化している。

1.2. 産業財産制度の概要

1.2.1.1. 加盟している産業財産権に関する主な条約

ヨルダンは、産業財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

1.2.1.2. 産業財産に関する法律

特許、意匠及び商標についてそれぞれ以下のとおり法が整備されている<sup>3</sup>。

特許法：ヨルダン特許法 1999 年第 32 号 (2007 年改訂)

意匠法：ヨルダン意匠法 2000 年第 14 号

商標法：ヨルダン商標法 1952 年第 33 号 (1999 年改訂)

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制<sup>4</sup>

特許、実用新案、意匠及び商標は産業貿易供給省産業財産保護局 (以下、産業財産保護局) が管轄する。職員数は 34 名である。内訳は審査官 13 名 (特許 7 名、意匠 1 名、商

<sup>3</sup> ヨルダンには実用新案制度はない。

<sup>4</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

標 5 名)、法律研究者 7 名、その他職員 14 名となっている。

ヨルダン産業財産保護局（以下、当局ということがある。）は、産業貿易供給省の下部組織で、特許、商標及び意匠の審査・登録を扱う部署、また登録後の処理や訴訟を扱う部署がある。

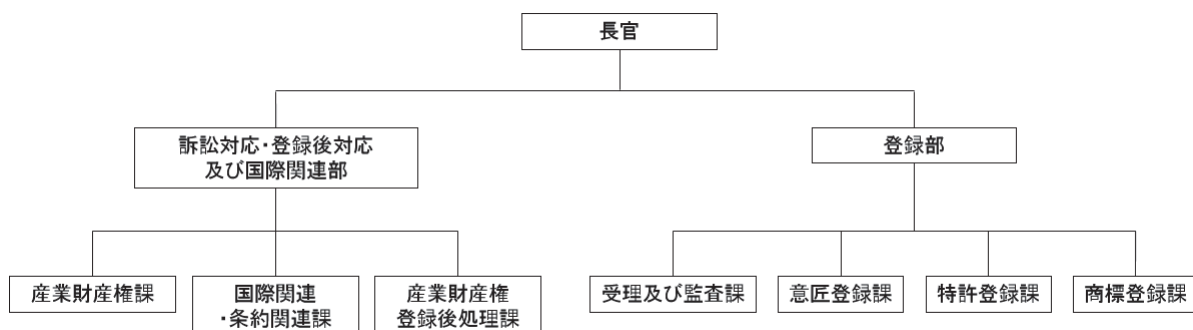


図 JO-1 ヨルダン産業財産保護局の組織図<sup>5</sup>

### 1.3. ヨルダンの産業財産制度の基礎情報（統計情報）<sup>6</sup>

#### 1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

##### (1) 特許、意匠、商標の出願件数と登録件数

	年	特許	意匠	商標
出願件数	2011	403	77	6,813
	2012	397	81	6,748
	2013	392	68	6,511
	2014	380	51	6,959
	2015	335	117	7,487
登録件数	2011	43	88	5,439
	2012	74	88	4,628
	2013	46	42	4,778
	2014	115	56	5,738
	2015	83	87	5,803

<sup>5</sup> ヨルダン産業保護局の組織図及び下記のウェブサイトを参考に作成した。

ヨルダン産業貿易供給省ウェブサイト「組織図」<http://www.mit.gov.jo/Pages/viewpage.aspx?pageID=131>（最終アクセス日：2017年2月8日）組織名の日本語訳は本調査研究のための仮訳である。

<sup>6</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。データなし又は該当なしは「－」と記載した。以下、注釈のあるものを除き(2)から(6)の統計値についても同様

## (2) 特許、意匠、商標の国籍別の出願件数（上位5か国）

年	特許		意匠		商標	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	US	118	JO	9	JO	2,297
	CH	65	DE	7	US	1,228
	JO	41	TR	6	GB	318
	FR	38	AE	5	FR	278
	JP/DE	23	CH	5	CH	270
2012	US	114	JO	38	JO	2,286
	CH	63	PS	10	US	1,258
	JO	51	US	9	JP	396
	DE/FR	33	SA	5	FR	368
	JP	27	CN	4	DE	296
2013	US	96	JO	30	JO	2,113
	CH	66	US	10	US	1,175
	FR	41	CH	7	CH	255
	JO/DE	33	TR	7	GB	254
	JP	25	FR	3	DE	251
2014	US	109	JO	17	JO	2,553
	CH	52	TR	5	US	1,127
	DE	43	FR	5	FR	449
	JO	40	AE	4	CH	301
	JP	20	SY	4	DE	299
2015	US	88	JO	59	JO	2,727
	CH	44	US	20	US	1,213
	JO	41	AT	15	CH	329
	DE	27	FR	8	GB	292
	GB	21	SE	3	JP	282

AE：アラブ首長国連邦 AT：オーストリア CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ  
FR：フランス JO：ヨルダン JP：日本 PS：パレスチナ SA：サウジアラビア  
SE：スウェーデン SY：シリア・アラブ共和国 TR：トルコ GB：英国 US：米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

(3) 特許、意匠、商標の国籍別の登録件数（上位5か国）

年	特許		意匠		商標	
	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数
2011	US	9	IT	31	JO	1,157
	CH	8	JO	27	US	970
	JO	8	US	9	DE <sup>7</sup>	415
	FR	3	JP	4	CH <sup>8</sup>	343
	GB/JP/IT/BE	2	KR	3	FR	269
2012	FR	19	JO	24	JO	1,082
	US	14	PS	22	US	1,008
	BE	12	US	13	GB	303
	CH	8	DE	7	FR	235
	GB	5	CH	4	CH <sup>9</sup>	196
2013	US	9	US	13	JO	1,293
	CH	9	JO	7	US	1,022
	JO	9	AE	7	JP	290
	FR	7	GB	3	FR	248
	DE/BE	3	SA	2	CH	246
2014	US	34	JO	27	JO	1,324
	FR	23	CH	6	US	1,230
	JP/JO	15	US	4	GB	302
	BE/CN	10	JP	3	JP	297
	CH	8	CN	3	CH	280
2015	US	24	JO	27	JO	1,522
	CH	16	US	16	US	1,172
	JO	15	FR	10	CH	304
	FR	7	TR	8	DE	279
	DE/BE	3	AE	3	GB	258

AE：アラブ首長国連邦 BE：ベルギー CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ  
 FR：フランス IT：イタリア JO：ヨルダン JP：日本 KR：韓国 PS：パレスチナ  
 SA：サウジアラビア TR：トルコ GB：英国 US：米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

<sup>7</sup> WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した（最終アクセス日：2017年3月1日）。

<sup>8</sup> WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した（最終アクセス日：2017年3月1日）。

<sup>9</sup> WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した（最終アクセス日：2017年3月1日）。

(4) 特許、意匠、商標の分類別の出願件数（上位 5 分類）

年	特許 <sup>10</sup>		意匠		商標	
	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数
2011	—	—	第 25 類	21	第 5 類	693
	—	—	第 9 類	17	第 35 類	553
	—	—	第 12 類	8	第 30 類	537
	—	—	第 23 類	7	第 9 類	433
	—	—	第 28 類	4	第 3 類	419
2012	—	—	第 9 類	19	第 5 類	652
	—	—	第 25 類	16	第 35 類	549
	—	—	第 6 類	9	第 30 類	499
	—	—	第 14 類	6	第 3 類	408
	—	—	第 12 類	6	第 29 類	388
2013	—	—	第 9 類	34	第 30 類	539
	—	—	第 14 類	11	第 5 類	527
	—	—	第 6 類	11	第 3 類	458
	—	—	第 2 類	2	第 35 類	368
	—	—	第 25 類	2	第 29 類	341
2014	—	—	第 9 類	27	第 5 類	734
	—	—	第 2 類	6	第 30 類	584
	—	—	第 23 類	5	第 35 類	579
	—	—	第 25 類	5	第 3 類	470
	—	—	第 24 類	3	第 16 類	309
2015	—	—	第 9 類	43	第 5 類	704
	—	—	第 6 類	18	第 30 類	624
	—	—	第 7 類	15	第 35 類	607
	—	—	第 25 類	9	第 3 類	515
	—	—	第 24 類	8	第 29 類	385

特許の分類：国際特許分類<sup>11</sup>（IPC）

意匠の分類：意匠国際分類<sup>12</sup>（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類<sup>13</sup>（ニース分類）

<sup>10</sup> 特許についての情報は得られなかった。

<sup>11</sup> 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

<sup>12</sup> 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

<sup>13</sup> ニース分類 8 版

(5) 特許、意匠、商標の分類別の登録件数（上位 5 分類）

年	特許 <sup>14</sup>		意匠		商標	
	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数
2011	—	—	第 13 類	25	第 5 類	617
	—	—	第 9 類	24	第 30 類	440
	—	—	第 25 類	8	第 35 類	409
	—	—	第 14 類	5	第 3 類	329
	—	—	第 24 類	4	第 9 類	321
2012	—	—	第 9 類	37	第 5 類	479
	—	—	第 25 類	25	第 30 類	364
	—	—	第 23 類	5	第 4 類	336
	—	—	第 12 類	3	第 5 類	334
	—	—	第 6 類	3	第 3 類	285
2013	—	—	第 14 類	12	第 5 類	519
	—	—	第 9 類	9	第 35 類	380
	—	—	第 12 類	5	第 30 類	300
	—	—	第 28 類	4	第 3 類	293
	—	—	第 23 類	2	第 9 類	278
2014	—	—	第 9 類	29	第 5 類	576
	—	—	第 6 類	7	第 35 類	489
	—	—	第 14 類	4	第 30 類	437
	—	—	第 12 類	3	第 3 類	348
	—	—	第 2 類	2	第 9 類	336
2015	—	—	第 9 類	39	第 5 類	660
	—	—	第 25 類	11	第 35 類	475
	—	—	第 23 類	7	第 3 類	403
	—	—	第 10 類	7	第 30 類	381
	—	—	第 14 類	5	第 9 類	335

特許の分類：国際特許分類<sup>15</sup>（IPC）

意匠の分類：意匠国際分類<sup>16</sup>（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類<sup>17</sup>（ニース分類）

<sup>14</sup> 特許についての情報は得られなかった。

<sup>15</sup> 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

<sup>16</sup> 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

<sup>17</sup> ニース分類 8 版



(6) 特許、意匠、商標の出願人名別の上位 5 名の出願件数<sup>18</sup>

年	特許		意匠	
	出願人	出願件数	出願人	出願件数
2011	Novartis AG	55	National Alluminum And Profile	26
	Celanese International Corporation	36	Neoperi GMBH	5
	Sanofi-Aventis	21	Bold International Fzco	4
	Takeda Pharmaceutical Company Limited	14	Hundai Motor Company	4
	Bayer Intellectual Property GMBH	12	Andreh Dahdal	3
2012	Novartis AG	54	Jamil Alsahuri And His Brothers	9
	Sanofi	23	Apple Inc	5
	Bayer Intellectual Property GMBH	22	Mohamad Odeh	4
	Takeda Pharmaceutical Company Limited	16	Imperial Tobacco Limited	3
	Les Laboratoires Servier / Bayer Pharma Aktiengesellschaft	11	National Alluminum And Profile	1
2013	Novartis AG	60	Apple Inc	9
	Sanofi	25	Feras Katebi	8
	Bayer Pharma Aktiengesellschaft	20	Societe Des Produits Nestles.A.	8
	Regeneron Pharmaceuticals, Inc	15	Ur United For Investment	5
	Eli Lilly And Company	14	Soparo Temizlik Sanyive Tecret Anonim Sireketi	5
2014	Novartis AG	53	Saverglass	4
	Bayer Pharma Aktiengesellschaft	37	Fuad Abdullah	4
	Eli Lilly And Company	23	Bold International Fzco	3
	Amgen Inc	19	National Alluminum Andprofile	3
	Takeda Pharmaceutical Company Limited	15	Flavour Tech(Offshore)S.A.L	2
2015	Novartis AG	41	Jamil Alsaouri And Bro.Co.	15
	Bayer Pharma Aktiengesellschaft	23	Derben Commercial Co.	9
	Eli Lilly And Company	21	Apple Inc.	9
	Takeda Pharmaceutical Company Limited	13	Hans Georg Hagleitner	9
	Millennium Pharmaceuticals, Inc	12	Cosmetic House Hold Chemicals Maker	8

<sup>18</sup> 商標についての情報は得られなかった。

### 1.3.2. 審査の状況<sup>19</sup>

#### (1) 審査にかかる期間

	ファーストアクションの日までの平均期間	査定日までの平均期間
特許	出願日から 16 月 (国内) 出願日から 36 月 (外国)	出願日から 30 月 (国内) 出願日から 60 月 (外国)
実用新案	—	—
意匠	—	出願日から 10 月
商標	出願日から 3 月	審査請求の日から 3 月

#### (2) 最終処分<sup>20</sup>

	特許	実用新案	意匠	商標
登録	103 (83)	—	84	—
拒絶	321 (280)	—	12	—
その他	40 (45)	—	—	—
合計	464 (408)	—	96	—
統計年度	2016 (2015)	—	2016	—

### 1.3.3. 審判請求並びに行政訴訟及び民事訴訟の統計

本調査研究では訴訟の統計情報に関する情報は得られなかった<sup>21</sup>。

## 1.4. 産業財産制度の動向

### 1.4.1. 知的財産に関する政策・戦略

特許、意匠及び商標の審査について、審査期間の短縮及び審査の品質向上・ばらつき低減に関する改善が進められている<sup>22</sup>。

### 1.4.2. 知的財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、知的財産の利用促進等）

特許、意匠及び商標の審査における品質向上・ばらつき低減に対して、審査官の研修及び上司によるチェック体制に関する改善が進められている<sup>23</sup>。

<sup>19</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>20</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。表における数字は該当件数を示す。また情報が得られなかったものについては「—」を記載した。また、下記のサイトに出願・登録に関するデータが掲載されている。

ヨルダン産業貿易供給省ウェブサイト <http://mit.gov.jo/Pages/viewpage.aspx?pageID=300>（最終アクセス日：2017年3月14日）

<sup>21</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>22</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>23</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

ヨルダン産業財産保護局では知的財産の利用促進のため、ユーザー向けの説明会の開催、ウェブサイト上での出願等に必要情報の公開<sup>24</sup>、出願前の相談及び各種料金についての減免等を実施している<sup>25</sup>。

### 1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報

ヨルダンでは模倣品対策の強化のため規格・度量衡法を改正して当局の取締権限を強化した<sup>26</sup>。

ヨルダンは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty、以後 PCT という。）への加盟が決まり、2017年6月9日に同条約が発効する<sup>27</sup>。

---

<sup>24</sup> ヨルダン産業貿易供給省ウェブサイト「知的財産権の保護」<http://www.mit.gov.jo/Pages/viewpage.aspx?pageID=135>  
（最終アクセス日：2017年2月8日）

<sup>25</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>26</sup> JETRO ウェブサイト（中東知的財産ニュースレター 2015年12月号（Vol.3））  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/middle\\_east/ME\\_IP\\_Newsletter\\_201512.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_201512.pdf)（最終アクセス日：2017年1月30日）

<sup>27</sup> 本調査研究における質問票調査及び下記のWIPOウェブサイトの情報に基づく。  
<https://www.flickr.com/photos/wipo/33338465035/>（最終アクセス日：2017年3月14日）

## 2. 特許

### 2.1. 特許制度の枠組み<sup>28,29</sup>

#### 2.1.1. 保護対象

特許法における特許に係る保護対象は、法第 2 条に定義されている発明、すなわち技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策を提供するものがある<sup>30</sup>。

#### 法第 2 条

本法において使用される以下の用語は、文脈上、他の意味に解釈されない限り、以下に定める意味を有する。

(中略)

発明：技術分野のいかんを問わず、発明者が到達した創意に富んだ思想であって、製品若しくはプロセス又はその双方に関するもので、当該分野における特定の課題に対する実行可能な解決策を提供するもの

特許：発明の保護のために付与された証書

(以下、省略)

#### 2.1.2. 権利の存続期間

特許権の存続期間は出願日から 20 年である。

#### 法第 17 条

特許の保護期間はこの法律に則って特許出願がされた日から 20 年とする。

#### 2.1.3. 権利の効力

特許権の効力は、法第 21 条 A で規定されているとおり、特許権者は自己の特許権に係る発明の実施をする権利を専有する。

#### 法第 21 条

A 特許権者には、以下の権利が付与されるものとする。

1. 特許の対象が製品である場合、第三者が特許権者の同意なく当該製品の生産、利

<sup>28</sup> 引用ヨルダン特許法及び特許法施行規則の英訳文は WIPO 掲載のものを用いた。その日本語訳は本調査研究のための仮訳である。

特許法：<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=2604> (最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日)

特許法 (修正)：<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=9383> (最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日)

特許法施行規則：<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=9371> (最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日)

引用する条文番号については、特許法では「法第～条」、特許法施行規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様

<sup>29</sup> ヨルダンの特許制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

MArnold & Siedsma Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trade Marks Throughout the World (ヨルダン 発行年 2015 年)

JETRO 「ヨルダン・ハシェミット王国における特許権取得に関する制度概要調査」(2016 年 6 月)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/middle\\_east/ip/pdf/jo\\_201606\\_2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/ip/pdf/jo_201606_2.pdf) (最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日)

<sup>30</sup> 法第 3 条に発明の登録要件が規定されている。法 3 条の条文は「2.1.6. 登録要件」を参照

用、使用、販売の申し出、販売又は輸入を行うことを防止する権利

2. 特許の対象が工業プロセスである場合、第三者が特許権者の同意なく当該プロセスを使用すること又は当該プロセスによって直接製造された製品を使用すること又は当該製品の販売の申し出、販売若しくは輸入を行うことを防止する権利

(以下、省略)

#### 2.1.4. 優先権

法第 10 条 A-1 に基づいて、第 1 国の出願人（その者から特許を受ける権利を承継した場合は承継人を含む）は、その出願日から 12 月の期間、優先権を主張することができる。また、出願人は所定の期間内に優先権証明書の提出を求められる。

##### 法第 10 条

A-1 出願人は、出願において、ヨルダンが工業所有権の保護に関する二国間条約又は多国間条約を締結している相手国における優先日に出願人自ら又は被承継人が行った出願について、優先権を主張することができる。ただし、ヨルダンへの出願が最初の出願日の翌日から 12 か月以内に行われることを条件とする。

- 2 出願が優先権主張を伴う場合、登録官は、最初の出願がなされた庁が発行する最初の出願の認証謄本を規則に定める期間内に提出するよう、出願人に求めることができる。この場合、登録出願の出願日は、工業所有権の保護に関するパリ条約に従って、外国出願の出願日と同一とする。

(以下、省略)

#### 2.1.5. 新規性喪失の例外

法第 3 条 A-2 において、出願日前又は優先日前の 12 月以内の出願人本人による開示又は第三者による不正な開示は、新規性喪失となる開示にあたらないと規定されている。

##### 法第 3 条

(中略)

A-2 発明の公開が特許出願の出願日又は出願において優先権が主張された日の前の 12 か月以内に行われた場合において、その公開が出願人が行った行為又は第三者が出願人に対して行った不法な行為の結果によるものであるときは、当該公開は考慮されない。

(以下、省略)

#### 2.1.6. 登録要件

特許の登録要件は法第 3 条に規定されているとおり、新規性があること、進歩性があること、及び産業上利用ができる発明であることである。

法第 3 条

以下の要件を満たす発明は、特許により保護するものとする。

A-1 特許出願の出願日又は本法の規定に従って出願において主張された優先日より前に、書面によるか又は口頭によるか、使用によるか又は発明の周知に影響を及ぼすその他の手段によるかを問わず、全世界のいかなる場所においても公開されておらず、工業技術の観点から新規なものであるとき

(中略)

B 発明に、その発明分野の先行技術に精通している当業者にとって自明でない程度に進歩性があるとき

C 発明に産業上の利用可能性があり、もって、農業、漁業、サービス又は広義の工業（手工業を含む）において製造又は使用できること

(以下、省略)

### 2.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない<sup>31</sup>。

### 2.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、特許出願が所定の登録要件を満たしている場合には、出願の許諾<sup>32</sup>が公報に公告される（法第 13 条 A）。

法第 13 条

A 出願が本法に定めるすべての条件を満たす場合、登録官は、その許諾を公告し、出願人に仮承認を与えるものとする。登録官は、承認を公報に公告し、公報には、明細書の抄録のほか、該当する場合は図面又は関連情報を収録する。公告期間及び公告される情報は、このために公布される規則で定める。

(以下、省略)

### 2.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない<sup>33</sup>。ただし、方式審査後に実体審査の手数料納付がない場合には出願が無効となる<sup>34</sup>。

### 2.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密特許制度はない<sup>35</sup>。

<sup>31</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>32</sup> エジプト知的財産権法において、異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する日本語訳として「受諾」となっているが、本報告書の本文中では「許諾」を用いる。以下、同様

<sup>33</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>34</sup> 実体審査の手数料納付については、「2.3.5. 審査の手順」の規則第 20 条を参照

<sup>35</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

### 2.1.11. 分割に関する制度

法第 9 条 C のとおり、特許出願を特許査定までは、元の出願の内容の範囲で、複数の出願に分割することができる。それぞれの分割出願の出願日は、原出願の出願日又は優先日とみなされる。

#### 法第 9 条

(中略)

C 出願人は、特許の発行前であれば、出願を複数の出願に分割することができる。ただし、各分割出願が、原出願において開示されている情報を超えないことを条件とする。原出願の出願日又は優先日を分割出願の出願日とみなす。

(以下、省略)

### 2.1.12. 出願の変更に関する制度

ヨルダンでは出願の変更に関する制度はない<sup>36</sup>。

### 2.1.13. 異議申立てに関する制度

前記の特許公報の公告後（法第 9 条）、3 月以内に、何人も、公告された特許に対して異議申立てをすることができる。

#### 法第 14 条

何人も、公報による出願の仮承認の公告日から 3 か月以内に、特許の登録に対する異議を登録官に申し立てることができる。異議申立て手続き、通知及び異議申立期間の延長の条件は、このために公布される規則で定める。

### 2.1.14. 審判制度

#### (1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判とはいえないが、公告後の異議申立後の取消し決定に対しては 60 日以内に裁判所に不服申立てが可能である（法第 13 条 C<sup>37</sup>）。

また、当局の決定に対して出願人は 60 日以内に裁判所に不服申立てが可能である（行政裁判所法（Administrative Courts Law (27/2014)<sup>38</sup>第 8 条）<sup>39</sup>）。

#### (2) 無効審判

無効審判とはいえないが、登録特許が法第 30 条 A のとおり登録要件を満たしていない等の場合には、利害関係人は裁判所に特許無効の申立てをすることができる（法第 30 条 C-1）。無効の決定がなされた場合には、登録官により特許は取消しとなる。さらにこの登

<sup>36</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>37</sup> 法第 13 条 C の条文については、「2.3.6 審査結果の通知及び応答」を参照

<sup>38</sup> 行政裁判所法（Administrative Courts Law (27/2014)）の該当する条文の情報は得られなかったが、その内容については下記のウェブサイトの情報を参照した。

<http://www.inta.org/INTABulletin/Pages/JORDANAdministrativeCourtstoReplaceHigherCourtofJustice.aspx>（最終アクセス日：2017 年 2 月 28 日）

<sup>39</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

録官の決定に対して裁判所に不服申立てが可能である。

法第 30 条

- A 以下の場合、特許及びこれから生じるすべての権利は消滅する。
- 1 本法の規定で定める保護期間が終了したとき
  - 2 特許を無効にするとする管轄司法当局による最終的な確定判決が出されたとき
  - 3 納付期日から 6 か月経過したにもかかわらず年金又はこれに関する追加料金が納付されないとき
- B 登録官は、このために公布される規則で定める方法により、本条第(A)項に従って満了した特許を公表するものとする。
- C-1 利害関係人は、本法の規定に違反して付与された特許の無効を高等裁判所に申し立てることができる。無効との決定が出された場合、登録官は、当該特許を登録簿から抹消するものとする。
- 2 登録官は、本法に違反して付与された特許を取り消すことができる。登録官の決定については、高等裁判所に対して不服申立てをすることができる。

(3) 訂正審判

訂正審判制度はない<sup>40</sup>。

## 2.2. 審査基準・審査ガイドライン

特許について審査全般に関する審査基準・ガイドラインが整備されており、審査官はこれに基づいて審査を実施しているが、当該審査基準等は公開されていない<sup>41</sup>。

一方で、個人及び中小企業に対して特許制度を紹介したものは、産業貿易供給省 (Ministry of Industry, Trade and Supply) のウェブサイト<sup>42</sup>に公開されている。

<sup>40</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>41</sup> 本調査の質問票調査の回答に基づく。

<sup>42</sup> ヨルダン産業貿易供給省ウェブサイト 「産業財産権の保護」のサイト  
<http://www.mit.gov.jo/Pages/viewpage.aspx?pageID=135> (最終アクセス日: 2017年2月28日)



## 2.3. 審査業務

### 2.3.1. 出願から登録までの流れ

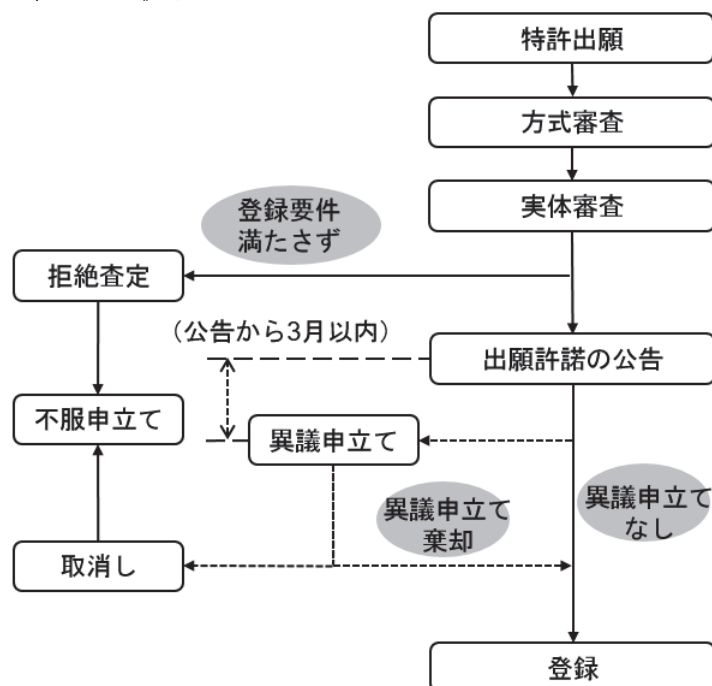


図 JO-2 出願から登録までの流れ<sup>43</sup>

### 2.3.2. 使用分類

ヨルダンでは特許分類を採用していない<sup>44</sup>。

### 2.3.3. 出願に用いる言語

出願時の言語はアラビア語が基本となる。英語の書類についてはアラビア語に翻訳し、その他の外国語の場合には、アラビア語及び英語の両方の翻訳が必要になる。

#### 規則第 12 条

規則の規定に従って提出されるすべての文書については、英語で記載される場合にはアラビア語の翻訳を添付し、他の言語で記載される場合には、アラビア語及び英語の翻訳を添付しなければならない。

### 2.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願に必要な書類は、規則第 10 条に規定されており、すべての特許出願について受付日が出願日として特許出願が受付登録簿に記録される（規則第 9 条）。出願後、出願の許諾の公告前に、規則に定められた出願書類の所定の要件を満たすように明細書、図面を補正した場合には、補正した日が出願日となる（規則第 17 条）。また、補正命令により補正した場合も同様である。なお、ヨルダンではオンライン出願はできない。

<sup>43</sup> ヨルダン特許法及び特許法施行規則を参考に作成した。

<sup>44</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

### 規則第 9 条

発明の登録出願は、手渡し又は書留郵便によって受領した順に受付登録簿に登録され、受理日の記録と共に通し番号が付与される。また、発明登録簿にも、日付を記載した上で、同じ順に記録される。

### 規則第 10 条

登録出願には、以下の書類を添付しなければならない

a. 発明のタイトルを冒頭に記載した発明の詳細説明。詳細説明（明細書）は、以下の要件を満たさなければならない。

1. 発明の技術及び科学分野の特定すること
2. 発明を理解し、審査するために有用と思われるもので、（出願人が）認識している先行技術について記載すること

（中略）

6. 出願にあたり特定された保護しようとする新しい請求の範囲の一覧をつけること

b. 発明を理解するのに必要な場合は、発明を説明する図面。また図面により発明の本質がよく表されている場合にも図面を提出することができる。

c. 公報で公開するために、発明及び保護しようとしている請求の範囲について、200 文字以内で記載した発明の要約。当該要約は出願とは独立したもので以下のものを含む。

（中略）

d. 出願人が法人の場合には案件ごとに、会社の定款又は団体の設立若しくは基本定款の証明書

e. 出願人が発明者でない場合には、出願人が特許を受ける権利を有することを証明する書類

f. 規則に基づいて法的に認められた委任状

g. 出願が法第 10 条に基づいて優先権主張する場合には、先の出願の出願日、出願番号及び国を示した証明書及びその出願の願書の写し

h. （入手可能なら）公式の展示会で展示された発明についての仮保護の証明書

### 規則第 17 条

A 出願人は、本規則の付属書 2 の様式(11)に従って明細書または説明図（絵図）の補正を申し立てることができる。この場合、規則に従って認証された新旧の明細書又は図面のコピーを添付し、加える補正をこれに明記するものとする。これは、公報による公告前に行われなければならない。この場合、補正をした日を出願日とする。

B 登録官が、明細書及び図面の受領後に、発明の特徴が明確にされておらず、十分に記載されていないことに気づき、明細書又は説明図（絵図）又はそのいずれかの補正を求めた場合、出願人に与えられた猶予期間が登録官が補正の必要性を通知した日から 60 日を超えないことを条件として、補正をした日を出願日とする。これに

応じない場合、出願人は、登録官の決定に基づいて出願を放棄したものとみなされる。

### 2.3.5. 審査の手順<sup>45</sup>

出願日の認定後、規則第 19 条及び第 20 条に規定されているように登録要件の審査が実施される（規則第 18 条）。

#### 規則第 18 条

登録官は、以下の事項を確認するため、本規則第 19 条及び第 20 条に定めるとおり、特許出願及びその添付書類を審査するものとする。

（中略）

d. 法第 4 条の規定に従って特許を付与する障害がないこと

e. 法第 3 条の規定に従って特許を保護する条件が満たされていること

（以下、省略）

#### 規則第 19 条

登録官は、形式について出願を審査するものとする。この審査により、法律及び本規則に定める条件のいずれかが満たされていないことが判明した場合、登録官は、通知日から 60 日以内に必要な対応を行うよう求める通知を出願人に送付することができる。これに応じない場合、出願人は、登録官が下す決定に基づいて出願についての権利を失い、この事実は、登録簿に記録される。

#### 規則第 20 条

出願が形式に関する条件及び要件を満たしていることが確定した場合、登録官は、通知日から 60 日以内に発明の実体審査に必要な手数料を納付するよう求める通知を出願人に送付することができる。当該期間内に手数料が納付された場合、出願は、実体審査に回される。納付されなければ、出願は無効とみなされる。この事実は登録簿に記録される。

前記の登録要件を満たした場合には、出願の許諾が公告され（法第 13 条 A<sup>46</sup>）、公告の日から 3 月以内に異議申立て（法第 14 条<sup>47</sup>）がない、又は異議申立てを棄却する決定がなされた場合には登録<sup>48</sup>となる（法第 15 条 A）。

<sup>45</sup> 本調査研究における質問票調査では、ヨルダン産業財産保護局の特許の審査においては、外国での同様の特許出願の結果を参考にしているとの情報を得た。

<sup>46</sup> 法第 13 条 A の条文については、「2.1.8. 出願公開制度」を参照

<sup>47</sup> 法第 14 条の条文については、「2.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

<sup>48</sup> 法第 15 条 A の日本語訳における「特許査定」を、異議申立て後に特許権付与の決定がなされ登録されるものと解し、本文中では「登録」と記載した。

法第 15 条

A- 発明の登録に対する異議申立てがない場合又は異議申立てが棄却された場合、登録官は、所定の手数料を徴収した後に特許査定を出すものとする。  
(以下、省略)

**2.3.6 審査結果の通知及び応答**

前記の出願の許諾の公告前の審査において、登録要件を満たさない場合には拒絶査定がなされる（規則第 22 条）。出願人は特許の発行前であればいつでも出願の補正が可能である。

規則第 22 条

出願の審査により、法及び本規則に定める条件を満たしていないことが判明した場合、登録官は、拒絶理由を記載して、出願の拒絶査定を出すものとする。この査定は、出願人に通知されるものとする。

法第 9 条

(中略)

B 出願人は、特許の発行前であればいつでも、登録官へ提出した出願を補正できる。ただし、補正の内容が、原出願において開示されている情報を超えないことを条件とする。  
(以下、省略)

また、前記の異議申立てにおいて、異議理由が解消されない場合には取消し決定<sup>49</sup>がなされる（法第 13 条 C<sup>50</sup>）。

法第 13 条

c. 出願が本法に定める条件を満たさない場合、登録官は、拒絶理由を記載して、出願の取消し決定がなされるものとする。この査定は、出願人に通知されるものとする。出願人は、この決定について、査定の通知日から 60 日以内に高等裁判所に対して不服申立てをすることができる。

ヨルダンでは、拒絶の通知はオンラインではなく、公文書で通知される<sup>51</sup>。

<sup>49</sup> WIPO に掲載された法第 13 条 C の英語訳では「a decision of rejection」となっていたが、異議申立後の決定なので「取消し決定」と訳した。

<sup>50</sup> 法第 13 条 C は 2007 年の法改正で追加された規定である。

<sup>51</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

### 2.3.7. 出願・登録手数料

特許の出願手数料等については、以下のとおりである<sup>52</sup>。

単位：ヨルダン・ディナール (=約 159 円；2017 年 2 月 28 日時点<sup>53</sup>)

項目	料金 (JOD)
特許出願	50
異議申立て	500
特許証発行	50
維持年金	50
登録簿の修正	10

<sup>52</sup> 下記のマニュアルに記載のものから主な料金を抜粋した。

MArnold & Siedsma Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trade Marks Throughout the World (ヨルダン 発行年 2015 年)

<sup>53</sup> 下記のウェブサイトの為替レートを記載した。

<http://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1&From=JOD&To=JPY> (最終アクセス日：2017 年 2 月 28 日)

### 3. 実用新案

ヨルダンには実用新案制度はない。

## 4. 意匠

### 4.1. 意匠制度の枠組み<sup>54,55</sup>

#### 4.1.1. 保護対象

意匠法における意匠に係る保護対象は、法第 2 条に定義される意匠又は工業モデルである<sup>56</sup>。

##### 法第 2 条

本法において使用される以下の用語は、文脈上、他の意味に解釈されない限り、以下に定める意味を有する。

(中略)

意匠： 線の組合せ又は配置であつて、工業的製品又は手工芸品に係る特別な外観及び魅力を与えるもの（織物のデザインを含む。）

工業モデル<sup>57</sup>：線若しくは色に係るかどうかを問わず、立体形状であつて、特別な外観を与え、工業又は手工業に使用することができるもの

#### 4.1.2. 権利の存続期間

意匠権の存続期間は出願日から 15 年である（法第 11 条）。

##### 法第 11 条

意匠の保護期間は意匠登録出願がされた日から 15 年とする。

#### 4.1.3. 権利の効力

意匠権の効力は、法第 10 条 A で規定されている。

##### 法第 10 条

A. 意匠又は工業モデルの登録後、所有者は、その同意を得ていない第三者が、意匠を付した物品又はモデルを具現した物品であつて、コピー品であるか又は実質的にコピー品であるものの生産、輸入又は販売を商業目的で行うことを防止する権利を有するものとする。

(以下、省略)

<sup>54</sup> 引用ヨルダン意匠法及び意匠法施行規則の英訳文は WIPO 掲載のものを用いた。その日本語訳は本調査研究のための仮訳である。

意匠法：[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=128317](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=128317)（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

意匠法施行規則：[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=222489](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=222489)（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

引用する条文番号については、特許法では「法第～条」、特許法施行規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様

<sup>55</sup> ヨルダンの意匠制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

MArnold & Siedsma Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trade Marks Throughout the World（ヨルダン 発行年 2015 年）

<sup>56</sup> 法第 4 条 A-1 に「意匠又は工業モデルは、以下の条件が満たされた場合に登録することができる。」と記載されている。法第 4 条 A-1 の条文は、「4.1.6. 登録要件」を参照

<sup>57</sup> ヨルダン意匠法及び意匠法施行規則の条文の日本語訳で用いられる「工業モデル」は、法第 2 条の定義に従う。以下も同様

#### 4.1.4. 優先権

ヨルダンでは、法第8条A-1に基づいて、第1国の出願人（その者から意匠登録を受け権利を承継した場合は承継人を含む）による第1国の出願日から6月の期間優先権を主張することができる。また、出願人は所定の期間内に優先権証明書の提出を求められる。

##### 法第8条

A-1 出願人は、出願において、ヨルダンが工業所有権の保護に関する二国間条約又は多国間条約を締結している相手国における優先日に出願人自ら又は前権利者が行った出願について、優先権を主張することができる。ただし、ヨルダンへの出願が最初の出願日の翌日から6月以内に行われることを条件とする。

2- 出願が優先権主張を伴う場合、登録官は、最初の出願がなされた庁が発行する最初の出願の認証謄本を規則に定める期間内に提出するよう、出願人に求めることができる。この場合、登録出願の出願日は、工業所有権の保護に関するパリ条約に従って、外国出願の出願日と同一とする。

(以下、省略)

#### 4.1.5. 新規性喪失の例外

法第4条Bにおいて、出願日又は優先日前12月以内の出願人本人による開示又は第三者による不正な開示は、新規性喪失となる開示にあたらないと規定されている。

##### 法第4条

(中略)

B. 意匠又は工業モデルの公開が王国における登録出願の出願日又は主張された優先出願日の前の12か月以内に行われた場合において、その公開が出願人が行った行為又は第三者が出願人に対して行った不法な行為の結果によるものであるときは、当該公開は考慮されない。

(以下、省略)

#### 4.1.6. 登録要件

特許の登録要件は法第4条Aに規定されているとおり、新規性があり、独創性がある工業意匠であることである。

##### 法第4条

A-1 意匠又は工業モデルは、以下の条件が満たされた場合に登録することができる。

1. 本法の規定に基づき、(場合によって) 出願前か登録出願の優先日前かを問わず、手段(有形形式による使用又は公表を含む)のいかんを問わず、全世界のいかなる場所においても公開されていない、新規な意匠であるとき
2. 独自に創作された意匠であるとき

(以下、省略)



#### 4.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない<sup>58</sup>。

#### 4.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、意匠登録出願が所定の登録要件を満たしている場合には、出願の許諾が、公報に公告される（法第9条A及びB-1<sup>59</sup>）。

##### 法第9条

A 意匠又は工業モデルの登録出願が法的要件及び条件のすべてを満たす場合、登録官は、その出願を許諾する決定を下すものとする。この場合、所定の手数料が徴収されるものとする。

(以下、省略)

#### 4.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない<sup>60</sup>。ただし、方式審査後に実体審査の手数料納付がない場合には出願が無効となる<sup>61</sup>。

#### 4.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密意匠制度及び公開繰延制度はない<sup>62</sup>。

#### 4.1.11. 分割に関する制度

意匠登録の分割に関する制度はない<sup>63</sup>。

#### 4.1.12. 出願の変更に関する制度

意匠登録の出願の変更に関する制度はない<sup>64</sup>。

#### 4.1.13. 異議申立てに関する制度

前記の意匠公報の公告後（法第9条A）、90日以内に、何人も、公告された意匠に対して異議申立てをすることができる（法第9条B-1）。

##### 法第9条

(中略)

B-1 登録官は、出願の許諾を公報において公告するものとする。第三者は、本法に従ってこのために公布される規則で定める手続きに従って、公告日から90日以内に、その許諾に異議を申し立てることができる。（以下、省略）

<sup>58</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>59</sup> 法第9条B-1の条文については、「4.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

<sup>60</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>61</sup> 実体審査の手数料納付については、「4.3.5. 審査の手順」の規則第18条を参照

<sup>62</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>63</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>64</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

#### 4.1.14. 審判制度

##### (1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判とはいえないが、当局の決定に対して 60 日以内に裁判所へ不服申立てが可能である（法第 7 条 B<sup>65</sup>）<sup>66</sup>。

##### (2) 無効審判

無効審判とはいえないが、登録意匠が法第 13 条 A のとおり登録要件を満たしていない場合には、利害関係人は裁判所に登録意匠の無効の申立てをすることができる。

#### 法第 13 条

- A 利害関係人は、意匠又は工業モデルの登録が本法の規定に違反している場合、その無効を登録官に申し立てることができる。意匠又はモデルの所有者には、本法の規定に従って公布される規則に定める手続きに従って当該申立てが通知されるものとする。
- B 登録官は、申立てに関する決定を下すものとし、この決定については、通知から 60 日以内に高等裁判所に対して不服申立てをすることができる。ただし、意匠又は工業デザインに与えられた保護は、高等裁判所がその判決を下すまで存続するものとする。

##### (3) 訂正審判

意匠登録後に訂正する制度はない<sup>67</sup>。

#### 4.2. 審査基準・審査ガイドライン

意匠については審査基準・ガイドラインが整備されていない<sup>68</sup>。

一方で、一般向けに意匠制度を紹介したものが、産業貿易供給省（Ministry of Industry, Trade and Supply）のウェブサイト<sup>69</sup>に公開されている。

<sup>65</sup> 法第 7 条 B の条文については、「4.3.4. 出願日の認定と出願書類」を参照

<sup>66</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>67</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>68</sup> 本調査の質問票調査の回答に基づく。

<sup>69</sup> ヨルダン産業貿易供給省ウェブサイト 「産業財産権の保護」のサイト  
<http://www.mit.gov.jo/Pages/viewpage.aspx?pageID=135>（最終アクセス日：2017 年 2 月 28 日）

### 4.3. 審査業務

#### 4.3.1. 出願から登録までの流れ

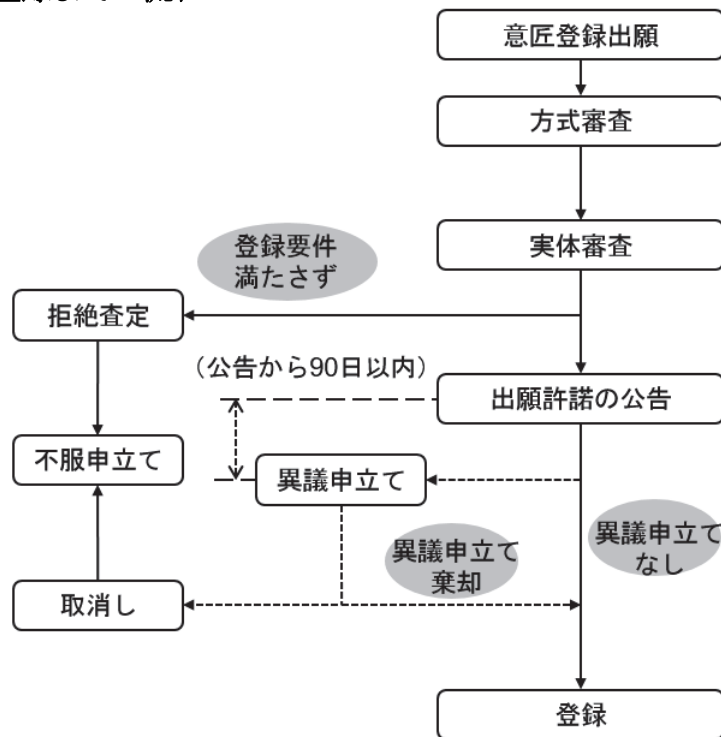


図 JO-3 出願から登録までの流れ<sup>70</sup>

#### 4.3.2. 使用分類

国際意匠分類（ロカルノ分類）を採用している<sup>71</sup>。

#### 4.3.3. 出願に用いる言語

出願時の言語はアラビア語が基本となる。英語の書類についてはアラビア語に翻訳し、その他の外国語の場合には、アラビア語及び英語の両方の翻訳が必要になる。

##### 規則第 12 条

本規則の規定に従って提出されるすべての文書については、英語で記載される場合にはアラビア語の翻訳を添付し、他の言語で記載される場合には、アラビア語及び英語の翻訳を添付しなければならない。

#### 4.3.4. 出願日の認定と出願書類

意匠登録出願に必要な出願書類は規則第 11 条に規定されており、出願後に出願の所定の要件を満たしている場合には受理日が出願日となり、登録簿に記録される（法第 7 条 A、規則第 9 条）。また、願書や図面等に不備がある場合に補正命令が出され、この場合には補正した日が出願日として記録される（法第 7 条 B）。なお、ヨルダンではオンライン出願はできない。

<sup>70</sup> ヨルダン意匠法及び意匠法施行規則を参考に作成した。

<sup>71</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

#### 法第 7 条

- A. 登録官が意匠又は工業モデルの登録出願を受理した日を出願日とみなす。ただし、出願がすべての法的要件を満たし、かつ、出願人の身元を示すデータ及び工業モデル又は意匠の説明データを添付されていることを条件とする。
- B. 出願が本条第(A)項に定める要件を満たしていないと登録官が判断した場合、登録官は、本法に従って公布される規則に定める所定の期間内にその要件を充足するか、又は必要な補正を行うよう、出願人に求めることができる。その要件を充足した日が出願日として記録される。これに応じない場合、登録官は、この点について、出願人が出願を放棄したとみなす決定を下すものとする。登録官の決定については、通知から 60 日以内に高等裁判所に対して不服申立てをすることができる。

#### 規則第 9 条

意匠の登録出願は、手渡し又は書留郵便による受理日に従って受付登録簿に順に記録され、また、同じ順に、意匠又は工業モデルの登録簿に受理日と共に記録される。

#### 規則第 11 条

登録出願には、以下の書類を添付しなければならない。

- A. 意匠又は工業モデルを説明した図面を 3 部
- B. 意匠又は工業モデルに係る物品の種類
- C. 意匠又は工業モデルを登録する区分/分類
- D. 出願人が法人の場合には、案件に応じて、会社の定款又は団体の設立若しくは基本定款の証明書
- E. 出願人が創作者でない場合には、出願人が意匠又は工業モデルについて登録を受ける権利を有することを立証する書類
- F. 法的に認められた委任状
- G. 出願が法第 8 条に基づいて優先権主張する場合には、現在と原出願の出願日及び出願国を示した証明書とともに願書及び添付書類の写し
- H. (存在するなら) 公の展示会で展示された意匠又は工業モデルについて認められた仮保護の証明書
- I. 公報で公開するために、工業意匠又は意匠の新規性について、200 文字以内で記載した、独立した要約で、以下のものを含むもの  
(以下、省略)

#### 4.3.5. 審査の手順

出願日の認定後、登録要件の審査が実施される（規則第 16 条から第 18 条）。

#### 規則第 16 条

登録官は、意匠又は意匠又は工業モデルの登録証を取得するために提出された出願及びその添付書類を審査し、以下の事項を確認するものとする。

(中略)

D. 法第 4 条第(C)項及び第(D)項の規定に従って意匠又は工業モデルの登録証を付与することを妨げる障害がないこと

E. 法第 4 条第(1)項の規定に従って、意匠又は工業モデルの保護について定める条件が満たされていること

(以下、省略)

#### 規則第 17 条

登録官は、出願の形式を審査するものとする。審査により、当該出願が法又は本規則に定める条件のいずれかを満たしていないと登録官が判断した場合、登録官は、出願人に通知し、通知日から 60 日以内に出願を補正するよう求めることができる。これに応じない場合、登録官は、このためになされた決定に従って、出願人が出願を放棄したものとみなすことができる。

#### 規則第 18 条

出願が形式に係る条件及び要件を満たしていると判断された場合、登録官は、出願人に通知し、通知の受領日から 60 日以内に意匠又は工業モデルの実体審査に必要な手数料を納付するよう求めるものとする。当該期間内に手数料が納付された場合、当該出願は、実体審査に回される。納付されない場合、当該出願は無効とみなされ、この事実は登録簿に記録される。

前記の登録要件を満たした場合には、出願の許諾が公告され（法第 9 条 A<sup>72</sup>）、公告の日から 90 日以内に異議申立て（法第 9 条 B-1<sup>73</sup>）がない、又は異議申立てを棄却する決定がなされた場合には登録<sup>74</sup>とする（法第 9 条 B-2、規則第 22 条 A）。

#### 法第 9 条

(中略)

B-2 意匠又は工業デザインの登録出願の許諾に対する異議申立てがない場合、登録官は、意匠又はモデルの登録査定を出し、所定の手数料を徴収した後、証書を発行するものとする。

#### 規則第 22 条

A. 公報における宣言の公告から 90 日以内に意匠若しくは工業モデルの登録出願に対して異議申立てがなされなかった場合又は異議申立てが棄却された場合、登録官は、本規則に従って、所定の手数料の納付後に、意匠又は工業デザインの登録証を付与する決定を下すものとする。登録官はまた、証書を登録簿に記録し、必要に応

<sup>72</sup> 法第 9 条 A の条文については、「4.1.8. 出願公開制度」を参照

<sup>73</sup> 法第 9 条 B-1 の条文については、「4.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

<sup>74</sup> 法第 9 条 B-2 の条文の日本語訳における「登録査定」を、異議申立て後に意匠権付与の決定がなされ登録されるものと解し、本文中では「登録」と記載した。

じてこれを出願人又は代理人に交付するものとする。

#### 4.3.6. 審査結果の通知及び応答

前記の出願の願書や図面等に不備があった場合の補正命令に従わない場合には、出願放棄とみなされる（法第7条 B<sup>75</sup>）。

また、前記の出願の許諾の公告前の審査において、登録要件を満たさない場合には拒絶査定がなされる（規則第20条）。ヨルダンでは、拒絶の通知はオンラインではなく、公文書で通知される<sup>76</sup>。

#### 規則第20条

登録出願の審査にあたり、法及び本規則に定める条件が満たされていないと判断された場合、登録官は、根拠のある拒絶査定を出すものとする。その査定は、出願人に送付されるものとする。

#### 4.3.7. 出願・登録手数料

意匠の出願手数料等については、以下のとおりである<sup>77</sup>。

単位：ヨルダン・ディナール（=約 159 円；2017 年 2 月 28 日時点<sup>78</sup>）

項目	料金 (JOD)
商標登録出願	30
異議申立て申請	500
意匠登録証発行	50
登録簿の修正	10

<sup>75</sup> 法第7条 B の条文については、「4.3.4. 出願日の認定と出願書類」を参照

<sup>76</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>77</sup> 下記のマニュアルに記載のものから主な料金を抜粋した。

MArnold & Siedsma Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trade Marks Throughout the World (ヨルダン 発行年 2015 年)

<sup>78</sup> 下記のウェブサイトの為替レートを記載した。

<http://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1&From=JOD&To=JPY> (最終アクセス日：2017 年 2 月 28 日)

## 5. 商標

### 5.1. 商標制度の枠組み<sup>79,80</sup>

#### 5.1.1. 保護対象

商標法における商標に係る保護対象は、法第 2 条に規定されているとおり、自己の商品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章である。

##### 法第 2 条 用語の定義

法において使用される以下の用語は、文脈上、他の意味に解釈されない限り、以下に定める意味を有する。

(中略)

商標：自己の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別するために使用される視覚によって認識できる標章

#### 5.1.2. 権利の存続期間

商標権の存続期間は登録日から 10 年で、その後 10 年ごとに更新が可能である（法第 20 条及び第 21 条）。ただし、当該登録日は、商標登録出願の出願日のことである（法第 15 条<sup>81</sup>）。

##### 法第 20 条

商標の所有権は、登録日から 10 年とし、本法の規定に基づいて 10 年ずつ更新することができる。

(以下、省略)

##### 法第 21 条

登録官は、本法の規定に従って、その登録者からの請求により、商標登録を更新するものとする。

(以下、省略)

#### 5.1.3. 権利の効力

商標権の効力は、法第 26 条 1-a で規定されている。

<sup>79</sup> 引用ヨルダン商標法及び商標法施行規則の英訳文は WIPO 掲載のものを用いた。法第 8 条の条文以外については、その日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

商標法：[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=128311](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=128311)（最終アクセス日：2017 年 2 月 9 日）

商標法施行規則：<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=2601>（最終アクセス日：2017 年 2 月 9 日）

引用する条文番号については、商標法では「法第～条」、商標法施行規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様

<sup>80</sup> ヨルダンの商標制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

MArnold & Siedsma Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trade Marks Throughout the World（ヨルダン 発行年 2015 年）

JETRO「ヨルダン・ハシェミット王国における商標権取得に関する制度概要調査」（2016 年 6 月）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/middle\\_east/ip/pdf/jo201606\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/ip/pdf/jo201606_1.pdf)（最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日）

<sup>81</sup> 登録日に関する法第 15 条の条文については、「5.3.5. 審査の手順」を参照

法第 26 条

1-a 正式に登録された商標を使用する権利は、その所有者に限られるものとし、所有者は、混同を生じるほど同一又は類似する標章を第三者が所有者の事前の同意なく使用することを防止する権利を有するものとする。同一の商標が同一の商品に使用される場合には、混同が生じるとみなす。

(以下、省略)

5.1.4. 優先権

法第 8 条 A-1 に基づいて、出願人が外国での自己の商標登録出願の出願日から 6 月の期間優先権を主張することができる。また、出願人は所定の期間内に優先権証明書の提出を求められる。

規則第 8 条

1- 王国が締約国のいずれかで登録された商標に互恵的な保護を与える二国間協定に拘束されるか又はそのような国際条約の締約国である場合、当該協定又は条約の締約国の国民は、自己の商標を保護するために登録官に対して申し立てることができる。また、当該国民は、自国における出願日の翌日から 6 月以内に王国への商標出願を行うことを条件として、当該商標について王国に先に出願した者に対する優先権を有する。この場合、登録日をその国における実際の商標出願の出願日とみなす。当該国民は、自己の商標が実際に王国において登録された日より前に民事又は刑事の訴訟を提起する権利は有しない。

(以下、省略)

5.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外の規定はない<sup>82</sup>。

5.1.6. 登録要件

商標登録の要件は法第 7 条に規定されているとおり、識別性のある商標であることである。

法第 7 条

1. 商標は、単語、文字、数字、図柄、色その他の標章又はこれらの組合せについて識別性があり、かつ、視覚によって認識できるものである場合には、登録されるものとする。

(以下、省略)

また、国旗、公序良俗違反又は他人の登録商標等の商標登録されない理由は法 8 条に規定されており、出願の許諾後に識別性ととともに審査される。法第 8 条第 13 には、歴史的

<sup>82</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。



なアラブ及びイスラムの価値に反する商標の登録を禁止する規定がある。

法第8条<sup>83</sup>

1. 国王や王家の紋章に似通った標章、王という言葉、出願人が王家の後援を得ていると誤認させる可能性のあるその他の言葉、文字、表現
2. 資格のある当局による認可がある場合を除く、ヨルダン・ハッシェミット王国の政府、また海外の州や国の記章または装飾
3. 出願が資格のある権威による要請、またはその監督の元でない限り、公式な称号を示す標章
4. ヨルダン・ハッシェミット王国の国旗、陸軍、海軍の旗、またはその名誉ある装飾、記章、国旗、陸軍、海軍の旗に似た標章
5. 『特許、特許取得済み、王家による特許、登録デザイン、コピーライト、偽造は偽物である』、またはそれに似た言葉や表現を含む標章
6. 公的秩序、倫理に反するもの、公衆を欺くもの、不公平な取引競争を促進する記号、その本物の源泉の間違った示唆を含む標章
7. このパラグラフで示される内容が、商標法で規定された定義において識別性を持つ性質の標章の登録を禁止することがないという前提の下、特別な形式で表現されている場合を除き、商品の種類または分類を区別または示すために取引において一般的に使われる形状、文字、言葉によって構成される標章、もしくは、通常、地理的、苗字の意味を持つ言葉
8. 排他的な宗教的な意味を持つ記章と同一の、または、それに似た標章
9. 個人、企業、組織の合意が得られていない個人の写真、その名前、その店の取引名、企業名、組織名を含む標章。最近亡くなった故人の場合、登録機関はその法的代表者に合意を依頼する
10. 登録する意図があり、同一の商品、または商品の分類に関して、登録手続きにすでに入っている別の所有者に属する標章と同一の標章、または、第三者を混乱に陥れる可能性のあるほど商標に類似している標章
11. 白い背景に赤三日月または赤十字の記章、または赤十字またはジュネーブの十字架の記章と類似しているか同一の標章
12. 周知商標の商品と類似したまたは同じ種類の商品を区別するために使用されると、周知商標との混乱を招く場合、または周知商標の所有者の利益に損傷を及ぼすかもしれない方法で他の商品に使用されると、その所有者とその商品の関連性を示唆する場合、周知商標と一致する、類似している、または、周知商標の解釈を構成する商標
13. 名誉勲章、旗、記章、他のロゴや名前、国際機関または地方機関の略語と同一または類似している商標、また、歴史的なアラブ及びイスラムの価値に反する商標

<sup>83</sup> 法第8条の日本語訳については、JETRO「ヨルダン・ハッシェミット王国における商標権取得に関する制度概要調査」(2016年6月)のp9に記載のものを引用した。[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/middle\\_east/ip/pdf/jo201606\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/ip/pdf/jo201606_1.pdf) (最終アクセス日: 2017年2月8日)

#### 5.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない<sup>84</sup>。

#### 5.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、商標登録出願が所定の要件を満たしている場合には出願の許諾が商標公報に公告される<sup>85</sup>（法第 13 条）。

##### 法第 13 条

商標登録出願を許諾した場合、その許諾が無条件なものか又は条件若しくは制限が付されるものであるかを問わず、登録官は、その許諾後可能な限り速やかに、出願を許諾された態様にて所定の方法で公告させるものとする。その公告には、出願が許諾される前提とされたすべての条件及び制限を含むものとする。

#### 5.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない<sup>86</sup>。

#### 5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない<sup>87</sup>。

#### 5.1.11. 分割に関する制度

商標登録の分割に関する制度はない<sup>88</sup>。

#### 5.1.12. 出願の変更に関する制度

商標登録の出願の変更に関する制度はない<sup>89</sup>。

#### 5.1.13. 異議申立てに関する制度

前記の商標公報の公告後（法第 13 条）、3 月以内に何人も所定の手続きに従って異議申立てをすることができる（法第 14 条第 1 項）。

##### 法第 14 条

1. 何人も、商標登録出願の公告日から 3 か月以内又はその他所定の期間内に、登録官に対し、当該商標の登録に対する異議申立てを行うことができる。本法の施行前に公告された出願の場合、異議申立て通知を行うことができる期間及び方法は、公告日において有効な商標法の規定によるものとする。

(以下、省略)

<sup>84</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>85</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>86</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>87</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>88</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>89</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

### 5.1.14. 審判制度

#### (1) 拒絶査定不服審判

出願の許諾の公告前の審査での拒絶査定<sup>90</sup>に対しては、出願人は裁判所に不服申立てをすることができる（法第 11 条第 3 項）。

#### 法第 11 条

(中略)

3. 登録官による商標登録の拒絶については、高等裁判所に対する不服申立てをすることができる。

(以下、省略)

異議申立ての決定<sup>91</sup>に対しては、その決定から 20 日以内に裁判所に対して不服申立てをすることができる（法第 14 条第 5 項及び第 6 項）。

#### 法第 14 条

(中略)

5. 登録官の決定については、高等裁判所に対して不服申立てをすることができる。

6. 本条に基づく不服申立ては、登録官の決定日から 20 日以内に行うものとする。不服申立てについての議論にあたり、高等裁判所は、必要に応じて両当事者及び登録官の意見を聴取し、登録を認めるか否か、どのような条件で認めるかを定めた決定を下すものとする。

(以下、省略)

#### (2) 無効審判

無効審判<sup>92</sup>ではないが、商標の取消については、登録商標が連続して 3 年間使用されない場合には、商標登録権者が不使用について正当な理由を証明しない限り、何人も当該商標の取消を申請することができる（法第 22 条）。また、登録すべきでなかった登録商標については、登録日から 5 年以内に取消しができる（法第 25 条）。

#### 法第 22 条

本法第 26 条の規定を損なうことなく、利害関係人は、第三者の名義で登録された商標を登録者が申し立て前に連続して 3 年間使用していない場合には、当該商標の取消しを登録官に申し立てることができる。ただし、不使用が取引上の特別な事情又は使用を妨げる正当な理由によるものであることを登録者が証明した場合はこの限りでない。

#### 法第 25 条

(中略)

<sup>90</sup> 出願の許諾の公告前の拒絶査定については、「5.3.6. 審査結果の通知及び応答」を参照

<sup>91</sup> 異議申立ての決定については、「5.3.6. 審査結果の通知及び応答」を参照

<sup>92</sup> 商標法において商標の無効審判についての条文を確認することができなかった。

5. 本法第6条、第7条及び第8条の規定により登録すべきでなかった理由、又は登録商標によりヨルダンでの出願人の権利に係る不正競争が生じたことによる理由による商標の登録官への取消の申立ては、商標の登録日から5年以内に行わなければならない。

(以下、省略)

### (3) 訂正審判

訂正審判とはいえないが、商標登録後に登録官に対して登録商標の訂正を申請することができる<sup>93</sup>。

#### 法第24条

登録商標権者は、登録官に対して、商標の同一性に影響を与えない範囲で登録商標の追加・変更の許可を規定の方法で申請することができ、登録官はこの規定に基づき、当該規定に適合しているか否かを判断し、拒絶又は許可をすることができる。当該許可又は拒絶の不服申立てがある場合には高等裁判所への提訴となる。

## 5.2. 審査基準・審査ガイドライン

商標については審査基準・ガイドラインが整備されていない。

一方で、個人及び中小企業に対して商標制度を紹介したものは、産業貿易供給省 (Ministry of Industry, Trade and Supply) のウェブサイト<sup>94</sup>に公開されている。

<sup>93</sup> 本調査研究における質問票調査では、訂正審判制度はないという情報を得た。

<sup>94</sup> ヨルダン産業貿易供給省ウェブサイト「産業財産権の保護」のサイト

<http://www.mit.gov.jo/Pages/viewpage.aspx?pageID=135> (最終アクセス日：2017年2月28日)

### 5.3. 審査業務

#### 5.3.1. 出願から登録までの流れ

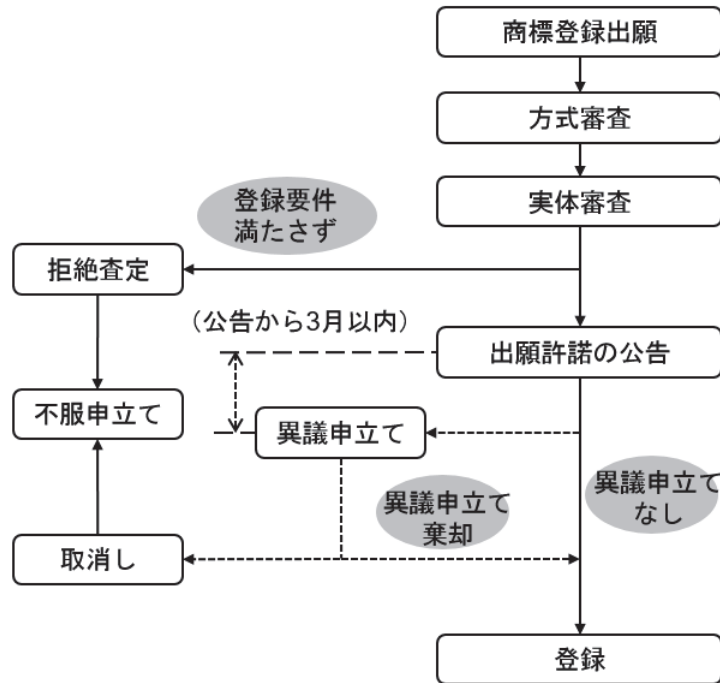


図 JO-4 出願から登録までの流れ<sup>95</sup>

#### 5.3.2. 使用分類

ニース分類（第8版<sup>96</sup>）を採用している。

#### 5.3.3. 出願に用いる言語

商標登録出願時にはアラビア語で提出しなければならない<sup>97</sup>。また商標にアラビア語以外の言語を含む場合には翻訳を求められる（規則第22条）。

##### 規則第21条

商標にアラビア語以外の言語の単語を含む場合、登録官は、その正確な翻訳を要求することができ、登録官の要求があった場合、その翻訳には、出願人又はその代理人が認証して署名するものとする。

<sup>95</sup> ヨルダン商標法及び商標法施行規則を参考に作成した。

<sup>96</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>97</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

#### 5.3.4. 出願日の認定と出願書類

商標登録出願に必要な書類の書式等については規則第 11 条に規定されている。また出願に必要な要件は以下のとおりである<sup>98</sup>。

- (1) 願書
- (2) 法定代理人の指名
- (3) 委任状
- (4) 優先権主張に必要な書類
- (5) 出願ごとに商標を 4 部

出願の所定の要件を満たしている場合には受理日が出願日となる<sup>99</sup>。なお、ヨルダンではオンライン出願はできない。

##### 規則第 11 条

商標登録出願は、この法律の表 2 の出願書式を用いて、出願人又は代理人の署名をしたものでなされなければならない。

##### 規則第 14 条

出願の受理以降、登録官は、その確認書を出願人に提供するものとする。

#### 5.3.5. 審査の手順

出願日の認定後、登録要件及び不登録事由、並びに他人の登録商標等が審査され、要件を満たしている場合には出願の許諾が商標公報で公告される（規則第 22 条及び第 23 条、並びに法第 13 条<sup>100</sup>）。

##### 規則第 22 条

登録出願が受理された場合、登録官は、同一の商品又は商品説明についての商標であって、出願がなされた商標と同一又は誤解させるほど近似するものの記録の有無を確認するため、登録商標及び出願中の商標の調査を行わせる。

##### 規則第 23 条

そのような調査の後、出願及び出願人が提供するか又は提供を求められることのある証拠を考慮に入れた上で、登録官が商標を登録することに異議がないと判断した場合、登録官は、これを無条件に許諾するか又は課すことが必要であると判断する条件、補正、修正若しくは制限を付した上で許諾し、その旨を出願人に書面で通知するものとする。

前記の出願の許諾の公告から 3 月以内に異議申立て（法第 14 条第 1 項<sup>101</sup>）がない、又

<sup>98</sup> 下記のマニュアルに記載のものから主なものを抜粋した。

MArnold & Siedsma Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trade Marks Throughout the World (ヨルダン 発行年 2015 年)

<sup>99</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>100</sup> 法第 13 条に係る条文については、「5.1.8. 出願公開制度」を参照

<sup>101</sup> 法第 14 条第 1 項の条文については、「5.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

は異議申立てを棄却する決定がなされた場合には登録<sup>102</sup>となる（法第 14 条第 3 項及び第 4 項）。

法第 14 条

(中略)

3. 登録官は、異議申立て通知の写しを出願人に送付し、出願人は、当該通知の受領後所定の期間内に、商標の登録出願の根拠を記載した答弁書を所定の方法で登録官に送付するものとする。送付しない場合、出願人は、出願を放棄したものとみなされる。
4. 出願人が答弁書を送付した場合、登録官は、その写しを登録に対する異議申立人に提供するものとし、必要に応じて当事者の意見を聴取し、証拠を考慮した上で、登録を認めるか否か、どのような条件で認めるかを決定するものとする。

(以下、省略)

法第 15 条

1. 商標登録出願が許諾され、かつ、異議申立てがなされなかった、規定の異議申立て期間が経過した、又は異議申立てを棄却する決定がなされた場合には、登録官は、規定の手数料の受理后、当該商標を登録するものとする。ただし、出願の許諾に瑕疵があった場合、又は裁判所が異なる決定をした場合にはその限りではない。当該登録商標は、商標登録出願の出願日に登録されたものとする。

(中略)

2. 商標登録の際に、登録官は出願人に対して規定の書式で当該商標登録証を発行するものとする。

### 5.3.6. 審査結果の通知及び応答

出願の許諾の公告前の審査において、登録要件を満たさない場合には出願は拒絶される（法第 11 条第 2 項）。

法第 11 条

(中略)

2. 本法の規定に従って、登録官は、出願を拒絶する、無条件に許諾する、又は商標の使用態様若しくは使用場所若しくはその他の側面に関する補正若しくは修正をした上で許諾するものとする。

(以下、省略)

出願の許諾の公告後の異議申立てにおいて、出願人は応答をする機会が与えられ、最終的に登録するか否かの決定がなされる。この決定に対して不服申立てができる<sup>103</sup>。

なお、異議申立てにおいて、出願人が応答をしない場合には、出願放棄とみなされる（法

<sup>102</sup> 法第 15 条第 1 項に規定のとおり、登録日は商標登録出願の出願日のことである。

<sup>103</sup> 異議申立ての出願放棄の決定に対する不服申し立てについては、「5.1.14. 審判制度」を参照

第 14 第 3 項<sup>104</sup>)。

一方、出願日から 12 月以内に登録要件を満たさないものについては、出願人にその旨通知され指定された期間内に応答しないと出願放棄とみなされる（法第 16 条）。

#### 法第 16 条

商標登録が出願人側の不履行が理由で出願日から 20 か月以内に終結しない場合、登録官は、不遵守の旨を所定の方法により出願人に書面で通知した上で、登録官が当該通知において定めた期間内に終結しない限り、出願が放棄されたものとして扱うことができる。

ヨルダンでは、拒絶の通知はオンラインではなく、公文書で通知される<sup>105</sup>。

#### 5.3.7. 出願・登録手数料

商標の出願手数料等については、以下のとおりである<sup>106</sup>。

単位：ヨルダン・ディナール (=約 159 円；2017 年 2 月 28 日時点<sup>107</sup>)

項目	料金 (JOD)
商標登録出願 (1 分類につき)	50
異議申立て申請	500
取消訴訟申請	500
商標登録証取得	300
更新	380
修正 (登録前)	25

<sup>104</sup> 法第 14 条第 3 項の条文については、「5.3.5. 審査の手順」を参照

<sup>105</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>106</sup> 下記のマニュアルに記載のものから主な料金を抜粋した。

MArnold & Siedsma Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trade Marks Throughout the World (ヨルダン 発行年 2015 年)

<sup>107</sup> 下記のウェブサイトの為替レートを記載した。

<http://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1&From=JOD&To=JPY> (最終アクセス日：2017 年 2 月 28 日)





N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、又はその物の製造、使用、輸入、販売、販売のための展示又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販賣、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものか特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何らかの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による実施を妨げる権利(物の製造、使用、販賣、又はその物の製造、使用、輸入、販売、又はそのための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販賣をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販賣又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	製品分類	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、販賣の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	・出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販賣の申出、販賣、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	・出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、使用、販賣の提供、販賣、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販賣、販賣の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、利用、販賣の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (特許分類を採用していない。)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販賣又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸待査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供する制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	方式要件に対するもの	○	○	×	意見書提出と補正が可能	通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	通知から4月以内に応答	通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	通知より30日以内に補正可能	通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知より30日以内に補正可能	補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知より30日以内に補正可能	通知より30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	○	○	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知より60日以内に補正可能	通知より90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	方式審査の通知から15日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○	○	○	×	方式審査の通知から90日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	特許権発行まで補正が可能	特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から3月以内	応答可能

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うことにより実施

※3 早期審査を請求できる。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 3月で運用されている。

※6 請求期間：規定なし、ただし、90日という情報がある。

※7 通知を受けた日から15日以内

N. 特許権 実用新案(1) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	・自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 （革新的なものではない） ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料、など	○	○
パートナー	産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 ・産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	願書 ・詳細説明（明細書、クレーム、（同発明の）外国の出願書類と審査結果等） ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判 所へ	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある  
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
60C	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利(実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の中止、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類(ロカルノ分類)	・願書 ・図面(又は写真等) ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利(実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用するが、又は応用を可能とする意図を持った行為、又はその応用を知りながら、当該物品を公開し、若しくは商取引のために展示することをいう。)	第1国出願日から6月	○	国内新規性、独自性	ヘブライ語 アラビア語(推奨されない) 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
イラン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利(実施とは、物品の製造、輸出、輸入、販売の中止、販売、使用又はその目的のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
UAE	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利(実施とは、製品を製造するために産業用面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類(ロカルノ分類ではない。)	願書 図面 手数料 など	○	×
バーレーン	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、物品の製造、販売、譲渡、意匠を含む又は本質的に真ならぬ物品の商業目的の輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、登録意匠を含む又は非工業製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
ヨルダン	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を防止する権利(実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性があり、独自性がある工業意匠であること	アラビア語、英語 (アラビア語以外の場合)	国際意匠分類	・願書 ・図面 ・意匠に係る物品の種類 ・意匠の区分/分類	○	○
エジプト	出願日から10年であるが、所定の手続により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、自己の登録意匠を付した製品の使用、製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・願書 ・意匠(又は見本)	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 標活表 商標(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版)	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標が付された商品及び役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用して消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状(代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似する商標の使用をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

※1 保護の例外あり

○制度あり ×制度なし 一情報なし



N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態  
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>